

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 舞洲ヘリポート条例施行規則を廃止する規則…………… 3
- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 舞洲ヘリポート条例の一部を改正する等の条例の一部の施行
期日…………… 4
- 一般競争入札の執行（乾式デジタル複合機の借入れ）…………… 4
- 一般競争入札の執行（P P C用紙（B 4）（東部地区）10～
12月分の買入れ等）…………… 7
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市中心公会堂）…………… 11
- 落札者等の公示…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 道路の位置指定…………… 17
- 道路の廃止…………… 18
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… 18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定…………… 19
- 大阪市立信太山青少年野外活動センターの臨時開館及び臨時
休館の承認…………… 20
- 大阪市立青少年センターの臨時開館及び臨時休館の承認…………… 20
- 大阪市立西三国センターの供用時間の変更の承認…………… 20
- 昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域
並びに供用開始の期日）の一部改正…………… 21
- 市道の供用廃止…………… 22
- 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗
の名称変更…………… 22
- 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗
の所在地変更…………… 22
- 大阪市立北区民センターの供用時間の変更の承認…………… 23

○大阪市立都島区民センターの供用時間の変更の承認……………	23
○大阪市立中央区民センターの供用時間の変更の承認……………	23
○大阪市立中央会館の供用時間の変更の承認……………	24
○大阪市立西区民センターの供用時間の変更の承認……………	24
○大阪市立大正区民ホールの供用時間の変更の承認……………	24
○大阪市立生野区民センターの臨時休館の承認……………	25
○大阪市立生野区民センターの供用時間の変更の承認……………	25
○大阪市立旭区民センターの供用時間の変更の承認……………	25
○大阪市立城東区民センターの供用時間の変更の承認……………	26
○大阪市立鶴見区民センターの供用時間の変更の承認……………	26
○大阪市立西成区民センターの供用時間の変更の承認……………	26
○大阪市火災予防条例に基づく指定催しの指定……………	27
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更……………	27
○落札者等の公示……………	28
○地縁による団体の認可……………	28
公 告	
○一般競争入札の執行（使用済みレントゲンフィルムの売払い）……………	30
○一般競争入札の執行（中古普通自動車の売払い）……………	32
○一般競争入札の執行（大宮ほか1 自転車保管所古自転車等の 売払い等）……………	35
市会公告	
○平成30年度における情報公開制度の運用状況……………	39

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇舞洲ヘリポート条例施行規則を廃止する規則

- 1 舞洲ヘリポート条例の廃止に伴い、規則を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 2 この規則は、令和元年7月8日から施行することにしました。
(令和元年大阪市規則第15号 港湾局営業推進室開発調整課)

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 木川第2住宅及び木川第2－1駐車場を廃止することにしました。

- 2 この規則は、令和元年 7 月 23 日から施行することにした。
(令和元年大阪市規則第 16 号 都市整備局住宅部管理課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

舞洲ヘリポート条例施行規則を廃止する規則

令和元年 7 月 5 日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市規則第 15 号

舞洲ヘリポート条例施行規則を廃止する規則

舞洲ヘリポート条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第 98 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 7 項の規定による事業報告書の提出については、この規則による廃止前の舞洲ヘリポート条例施行規則第 11 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 2 項中「毎年度終了後」とあるのは「舞洲ヘリポート条例施行規則を廃止する規則（令和元年大阪市規則第 15 号）の施行の日以後」とする。

(令元. 7. 5 揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市規則第 16 号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第 61 号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第 1 公営住宅の表中木川第 2 住宅の項を削る。

別表第 2 中木川第 2－1 駐車場の項を削る。

別表第 3 中木川第 2－1 駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 23 日から施行する。

告 示

大阪市告示第264号

舞洲ヘリポート条例の一部を改正する等の条例（平成30年大阪市条例第48号）中
附則第 1 項ただし書に規定する規定は、令和元年 7 月 8 日から施行する。

令和元年 7 月 5 日

大阪市長 松 井 一 郎
（港湾局営業推進室開発調整課）
（令元. 7. 5 揭示済）

大阪市告示第295号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号
ATCビル0's（オズ）棟 南館 4 階
大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）
電話 06-6615-3719

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量
乾式デジタル複合機（経済戦略局） 14 台
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- (4) 設置場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記 1 に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、令和元年 8 月 2 日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成 31・32・33 年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：03 複写機（複写サービスを含む）（159）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績があること
- (6) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (7) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書兼入札参加資格審査申請書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
経済戦略局ホームページ上及び担当部局（上記 1 に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から令和元年 8 月 2 日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書兼入札参加資格審査申請書等の受付期間
公告の日から令和元年 8 月 2 日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）
- (4) 入札参加申請書兼入札参加資格審査申請書等の受付場所
担当部局（上記 1 に同じ）

5 入札執行の日時等

- (1) 入札書受付期間
令和元年 8 月 30 日（金）午前 10 時から午前 10 時 30 分まで
- (2) 開札予定日時
令和元年 8 月 30 日（金）午前 10 時 30 分
- (3) 入札執行場所
大阪市経済戦略局入札室（所在地は上記 1 に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号。以下「契約規則」

という。) 第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により令和元年8月29日(木)午後5時までに担当部局(上記1に同じ)宛てに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書兼入札参加資格審査申請書等を令和元年8月2日(金)午後5時までに受付場所に、持参又は書留郵便等配達の記録が残るものによる郵送により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 令和元年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税及び地方消費税額分については、契約金額の変更を行う。
- (7) この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、毎月の複写等枚数の通知を本市が確認したことにより発生する。

10 Summary

- (1) Long-term lease of digital multifunction printer/copier/scanner
-14 units
- (2) The closing date and time for submission of application forms and
attached documents for the qualification confirmation:5:00 PM, 2 August
2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① in person:from 10:00AM to 10:30AM, 30 August 2019
 - ② by post:5:00PM, 29 August 2019
- (4) Tender documents are available at following contact:
General Affairs Division, Economic Strategy Bureau, City of
Osaka ATC O's South Bldg. 4F 1-10 Nanko-Kita 2chome, Suminoe-
ku, Osaka 559-0034, TEL06-6615-3719

(経済戦略局企画総務部総務課)



大阪市告示第296号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当部局

〒557-0014

大阪市西成区天下茶屋1丁目16番5号 もと今宮小学校2階

大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター事務管理担当 (管理グループ)

電話 06-6115-7679

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

① P P C用紙 (B 4) (東部地区) 10~12月分 (単価契約)

予定数量 2,100箱

② P P C用紙 (A 4) (東部地区) 10~12月分 (単価契約)

予定数量 3,240箱

③ P P C用紙 (B 4) (西部地区) 10~12月分 (単価契約)

予定数量 1,080箱

④ P P C 用紙 (A 4) (西部地区) 10～12月分 (単価契約)

予定数量 2,350箱

⑤ P P C 用紙 (B 4) (南部地区) 10～12月分 (単価契約)

予定数量 1,370箱

⑥ P P C 用紙 (A 4) (南部地区) 10～12月分 (単価契約)

予定数量 2,900箱

⑦ P P C 用紙 (B 4) (北部地区) 10～12月分 (単価契約)

予定数量 1,680箱

⑧ P P C 用紙 (A 4) (北部地区) 10～12月分 (単価契約)

予定数量 2,730箱

(①～⑧ごとの電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 令和元年10月 1 日から令和元年12月26日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(上記 1 に同じ)に行えば、契約管財局契約部契約課(物品契約グループ)で当該審査を行う。

ただし、令和元年 8 月 2 日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に物品供給等用登録種目「02:用紙」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(上記 1 に同じ)

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和元年 8 月 2 日(金)まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から令和元年 8 月 2 日(金)までの本市の休日(大阪市の休日定める条例(平成 3 年大阪市条例第42号)第 1 条に掲げる本市の休日(以

下「休日」という。))を除く午前9時から午後5時まで無償にて交付する。(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)。

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和元年8月2日(金)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで。(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)。

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

令和元年9月5日(木)から同月6日(金)までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

令和元年9月9日(月) 午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

令和元年9月9日(月) 午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

令和元年9月9日(月) 午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター入札室(上記1に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により令和元年9月6日(金)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和元年 8 月 2 日（金）午後 5 時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 入札の参加に要する費用は、入札者の負担とする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Copy paper (size B4) purchase for the eastern district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 2,100 boxes
 - ② Copy paper (size A4) purchase for the eastern district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 3,240 boxes
 - ③ Copy paper (size B4) purchase for the western district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 1,080 boxes
 - ④ Copy paper (size A4) purchase for the western district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 2,350 boxes

- ⑤ Copy paper (size B4) purchase for the southern district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 1,370 boxes
- ⑥ Copy paper (size A4) purchase for the southern district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 2,900 boxes
- ⑦ Copy paper (size B4) purchase for the northern district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 1,680 boxes
- ⑧ Copy paper (size A4) purchase for the northern district
(unit price contract from October to December 2019)
Estimated quantity 2,730 boxes
- (2) The closing date and time for the submission of application
forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 2 August 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 5
September 2019 to 5:00PM, 6 September 2019
 - ② In person: from 9:45AM to 10:00AM, 9 September 2019
 - ③ By post: 5:00PM, 6 September 2019
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, School Administration Center, Board
of Education, The City of Osaka 16-5 former Imamiya Elementary
school 2F, Tengachaya 1-chome, Nishinari-ku, Osaka 557-0014, TEL
06-6115-7679
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)



大阪市告示第297号

大阪市公会堂条例(昭和26年大阪市条例第73号。以下「公会堂条例」という。)
第11条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。
令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当課

〒553-0005 大阪市福島区野田 1 丁目 1 番86号
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階
大阪市経済戦略局文化部文化課
電話 06-6469-5177

2 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市中央公会堂

所在地 大阪市北区中之島 1 丁目 1 番 27 号

3 管理の基準

(1) 休館日

毎月第 4 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(2) 供用時間

午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(3) 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は中央公会堂の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

4 業務の範囲

(1) 施設の経営管理業務

(2) 施設の情報発信及び集客・利用促進業務

(3) 魅力向上事業の実施

(4) 敷地、建物、設備並びに備品の維持管理及び整備保全業務

(5) 公共施設として大阪市事業・施策への協力・連携

(6) 自主事業の実施

(7) その他付随する業務

5 指定を行おうとする期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しない。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収すると共に、取消しに伴う大阪市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

6 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体であること。個人での申請はできない。

(1) 大阪市公会堂条例第 13 条の規定に該当していないこと。

(2) 地方自治法施行例第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

(5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと

- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- (7) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、大阪市の法人市民税（大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (8) 公立文化施設の管理運営又はそれに類する業務について3年以上の運営実績を有すること。
- (9) 重要文化財である歴史的建築物を適切に維持管理できる技術的能力を有すること。

7 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、公会堂条例第14条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の交付場所
上記1に同じ

- (2) 募集要項の交付方法

令和元年7月19日（金）から令和元年9月20日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、経済戦略局のホームページよりダウンロードすることができる。

- (3) 指定管理者指定申請書等の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書等を持参により提出すること

- イ 指定管理者指定申請書等の提出場所
上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿

- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑧ 障がい者雇入れ計画書
提出義務のある法人等で障がい者法定雇用率未達成企業にあつては提出すること。
- ⑨ 同種施設の運営実績
- ⑩ 法人の登記事項証明書
- ⑪ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑫ 法人等の事業報告書
- ⑬ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表、財産目録、勘定科目内訳書及び監査報告書の写し
- ⑭ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑮ 印鑑証明書
- ⑯ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑰ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑱ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ⑲ 大阪市中央公会堂の管理運営に関する事業計画書
- ⑳ 大阪市中央公会堂の管理運営に関する収支計画書、明細ほか
- ㉑ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和元年 9月17日（火）から 9月20日（金）午前 9時30分から正午、午後 1時30分から午後 5時

8 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会にできる限り参加すること

ア 日時 令和元年 8月27日（火）午後 3時

イ 場所 大阪市中央公会堂 地下 1階 大会議室

ウ 住所 大阪市北区中之島 1丁目 1番27号

エ 参加申込 令和元年 8月20日（火）午後 5時までに所定の書式をファックス又は電子メールで申込むこと

9 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（経済戦略局文化部文化課）

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 9 階）

①住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式 長期借入 ②一般 ③令和元年 6 月 12 日 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部 関西法人支店 大阪府大阪市淀川区宮原 3 - 3 - 31 上村ニッセイビル ⑤32,736,960 円 ⑥平成 31 年 4 月 5 日

①市営住宅管理システム端末機器等長期借入 一式 ②一般 ③令和元年 6 月 12 日 ④NEC キャピタルソリューション（株） 関西支店 大阪府大阪府中央区城見一丁目 4 番 24 号 ⑤68,143,680 円 ⑥平成 31 年 4 月 5 日

①学校教育 ICT 活用事業校内 LAN 用ネットワークスイッチ等機器一式 長期借入 ②一般 ③令和元年 6 月 12 日 ④NTT ファイナンス（株） 関西支店 大阪府大阪府中央区平野町 2 - 3 - 7 アーバンエース北浜ビル ⑤28,845,720 円 ⑥平成 31 年 4 月 5 日

①揮発油（環境局）第 2 四半期 買入（単価契約） 160KL ②一般 ③令和元年 6 月 20 日 ④中川物産（株） 愛知県名古屋市中区港見町 37 番地の 23 ⑤120,420 円 ⑥令和元年 5 月 10 日

①軽油（環境局）第 2 四半期 買入（単価契約） 337KL ②一般 ③令和元年 6 月 20 日 ④旭油業（株） 大阪府大阪市北区中崎西 1 - 6 - 4 ⑤98,736 円 ⑥令和元年 5 月 10 日

①揮発油（消防局）第 2 四半期 買入（単価契約） 120KL ②一般 ③令和元年 6 月 20 日 ④中川物産（株） 愛知県名古屋市中区港見町 37 番地の 23 ⑤120,420 円 ⑥令和元年 5 月 10 日

①大阪府立図書館情報ネットワークシステム事業用クライアント機器等 長期借入 一式 ②一般 ③令和元年 6 月 26 日 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪府大阪府中央区城見二丁目 2 番 53 号 ⑤278,821,440 円 ⑥平成 31 年 4 月 19 日

①防火衣ズボンほか 1 点 製造（防火衣ズボン 346 本 救助用防火衣ズボン 66 本） ②一般 ③令和元年 6 月 27 日 ④キンパイ商事（株） 大阪府大阪府淀川区西宮原 2 - 1 - 3 SORA 新大阪 21・1401 室 ⑤27,810,000 円 ⑥平成 31 年 4 月 19 日

①防火衣上衣ほか 1 点 製造（防火衣上衣 346 枚 救助用防火衣上衣 66

枚) ②一般 ③令和元年 6 月 27 日 ④キンパイ商事(株) 大阪府大阪市淀川区西宮原 2 - 1 - 3 SORA新大阪21・1401室 ⑤30,043,440円 ⑥平成31年 4 月 19 日

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第299号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 許可番号

平成31年 1 月 7 日 大阪市指令都計(開)第30-65号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区十八条 3 丁目 229番、229番地先

豊中市豊南町南 6 丁目 1 番19、1 番20

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区南本町 1 丁目 2 番 6 号

株式会社ブルーム

代表取締役 福本 哲也

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	6.000m	241.590m	開発者	開発者	すみ切り 8 ヲ所 含む
公園	—	—	開発者	開発者	面積 181.32m ²

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第300号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合してい

たので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 許可番号

平成31年 4 月 4 日 大阪市指令都計（開）第30－83号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市浪速区恵美須東 3 丁目 2 番34、2 番37、2 番42、2 番43、2 番50、
2 番61、5 番21の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市福島区吉野 1 丁目21番14号

株式会社阪神住建

代表取締役 岩崎 圭祐

4 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	8.000m	50.600m	開発者	－	すみ切り 1 ヲ所 含む

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することが
できる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第301号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道
路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦
覧に供する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

指定年月日及び指令番号

令和元年 7 月 5 日

大阪市指令都計建企第1009号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
鶴見区 今津南 3 丁目	4 番29の一部	4.00 ^m	17.45 ^m	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

廃止承認年月日及び指令番号

令和元年 7 月 4 日

大阪市指令都計建企第1006号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
平野区 加美南 1 丁目	43番の一部 44番の一部 45番の一部 51番 1 の一部 51番 1 地先	6.00 m	86.18 m	

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第303号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①市川 耕一 ②大阪社会医療センター付属病院 ③西成区萩之茶屋 1－3－44 ④肢体不自由 ⑤令和元年 6 月 1 日

①棚橋 貴夫 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東 3 丁目 1 番 56 号 ④肢体不自由 ⑤令和元年 6 月 1 日

①山口 浩司 ②ホームケアクリニック西田辺 ③阿倍野区西田辺町 2－8－6 TASTEビル 1D ④肢体不自由 ⑤令和元年 6 月 1 日

①阿水 利沙 ②北野病院 ③北区扇町 2 丁目 4 番 20 号 ④肢体不自由 ⑤令和元年 6 月 1 日

①林 英樹 ②北野病院 ③北区扇町 2 丁目 4 番 20 号 ④肢体不自由 ⑤令和元年 6 月 1 日

①神野 定男 ②大同クリニック ③平野区長吉六反 3－21－7 ④肢体不自由 ⑤令和元年 5 月 1 日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①オレンジ薬局 深江店 ②東成区神路三丁目9-2 1階 ③調剤 ④令和元年7月1日

①薬のヒグチ薬局 谷町二丁目店 ②中央区谷町二丁目3-12 マルイト谷町ビル1階 ファミリーマート+クスリのヒグチ谷町二丁目店内 ③調剤 ④令和元年6月1日

①そらいろ薬局 ②西区南堀江四丁目11-8 ジオタワー南堀江102号 ③調剤 ④令和元年7月1日

①サポート薬局 ②城東区中浜三丁目24-7 M&Cビル1階 ③調剤 ④令和元年6月1日

①くるみ薬局 さぎす店 ②福島区鷺洲一丁目11-14 阪神ハイグレードマンション12番館102号 ③調剤 ④令和元年7月1日

①杭全ファーマライズ薬局 ②東住吉区杭全七丁目9-18 ③調剤 ④令和元年6月1日

①杭全みなみ薬局 ②東住吉区今川一丁目4-10 サンライフ今川101号 ③調剤 ④令和元年6月1日

①鶴見ファーマライズ薬局 ②鶴見区鶴見四丁目1-2-102 ③調剤 ④令和元年6月1日

①大阪みなみ薬局 ②北区浮田一丁目3-11 梅田プレミアムコート 1階 ③調剤 ④令和元年6月1日

①新世薬局 阿倍野店 ②阿倍野区阿倍野筋五丁目3-24 1階 ③調剤 ④令和元年6月1日

①勝山ファーマライズ薬局 ②生野区勝山南四丁目5-4 1階 ③調剤 ④令和元年6月1日

①天六ファーマライズ薬局 ②北区浮田一丁目3-16 ロータリー天神橋101号 ③調剤 ④令和元年6月1日

①スギ薬局 平野西店 ②平野区平野西六丁目2-22 ③調剤 ④令和元年7月1日

①田中薬局 ②天王寺区上汐三丁目4-15 ③調剤 ④令和元年6月1日

①あかつき薬局 ②住吉区遠里小野一丁目12-11 ③調剤 ④平成31年4月30日

日

①アルプス薬局 ②東住吉区湯里六丁目13-18 メーデルハイツ 1階 ③調剤 ④令和元年7月1日

①つるみ橋MY薬局 ②西成区鶴見橋一丁目17-16 ③調剤 ④令和元年6月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第305号

大阪市立信太山青少年野外活動センターについては、大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

- 1 臨時開館日 令和元年9月17日（火）、9月24日（火）
 - 2 臨時休館日 令和元年12月3日（火）、令和2年1月22日（水）
- （こども青少年局企画部青少年課）

大阪市告示第306号

大阪市立青少年センターについては、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

- 1 臨時開館日 令和元年12月28日（土）、29日（日） 文化ゾーン
 - 2 臨時休館日 令和2年1月15日（水）、2月19日（水） 宿泊ゾーン
令和2年2月20日（木） 全館
- （こども青少年局企画部青少年課）

大阪市告示第307号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年 7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

施 設 名	年 月 日	供用時間
大阪市立西三国センター	令和元年 7月27日（土）	午前 9時から午後11時まで
	令和元年 8月24日（土）	午前 9時から午後11時まで
	令和元年 8月31日（土）	午前 9時から午後11時まで

(環境局環境管理部環境管理課)

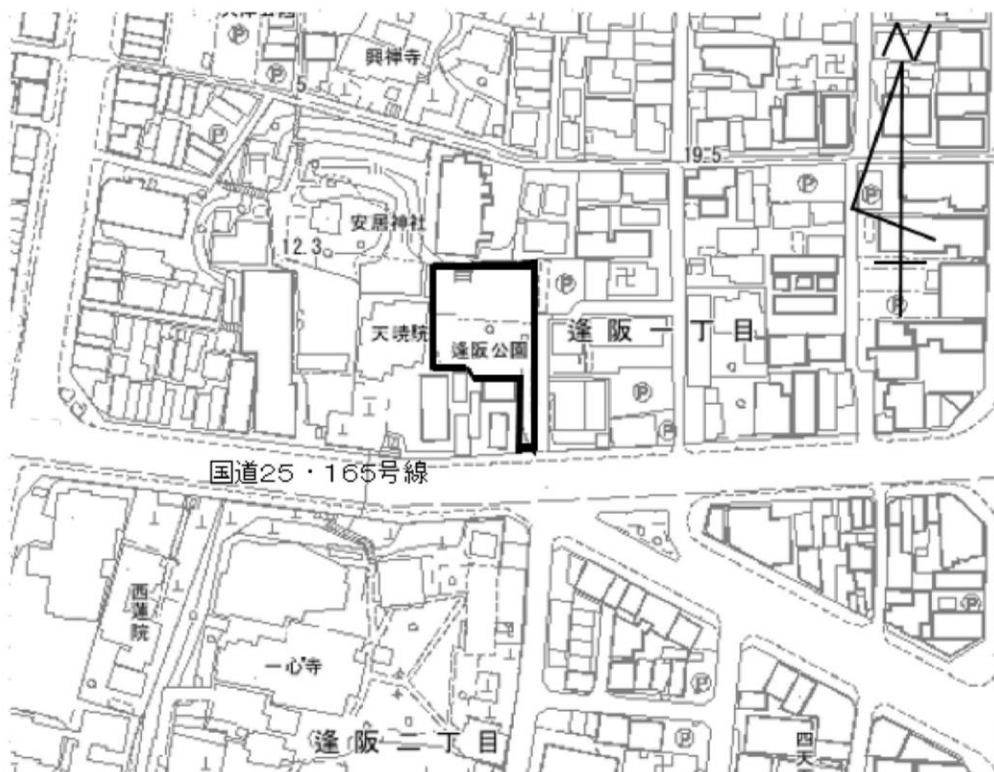
大阪市告示第308号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、令和元年 7月19日から施行する。

令和元年 7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

9-22 逢阪公園



(建設局総務部管財課)

大阪市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

路線名	区 間	供用廃止の期日
東 淀 川 区 第 535 号線	東淀川区北江口 2 丁目 499 番地から 同 区同 2 丁目 499 番地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第310号

次の金融機関の店舗について、名称変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	変 更 日
三重銀行	変 更 前 大阪支店	〒541-0042 大阪市中央区今橋 4 丁目 4 番 7 号	令和元年 7 月 22 日
	変 更 後 大阪法人営業部		

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第311号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	変 更 日
-------	-------	-------	-------

池田泉州 銀行	長滝駅前支店	変 更 前	〒598-0034 泉佐野市長滝1128番地の1	令和元年 7月29日
		変 更 後	〒598-0021 泉佐野市日根野4077番地 の1	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第312号

大阪市立北区民センターについては、令和元年7月21日（日）執行の第25回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年7月19日

大阪市長 松 井 一 郎
(北区役所地域課)

大阪市告示第313号

大阪市立都島区民センターについては、令和元年7月21日（日）執行の第25回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年7月19日

大阪市長 松 井 一 郎
(都島区役所まちづくり推進課)

大阪市告示第314号

大阪市立中央区民センターについては、令和元年7月21日（日）執行の第25回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第

2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(中央区役所市民協働課)

大阪市告示第315号

大阪市立中央会館については、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第 25 回参議院議員通常選挙の投票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号）第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙投票事務開始時から終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(中央区役所市民協働課)

大阪市告示第316号

大阪市立西区民センターは、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第 25 回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号）第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(西区役所地域支援課)

大阪市告示第317号

大阪市立大正区民ホールについては、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第 25 回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号）第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承

認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(大正区役所政策推進課)

大阪市告示第318号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50条）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

施 設 名	年 月 日
大阪市立生野区民センター	令和 2 年 2 月 14 日（金）から同月 21 日（金）まで

(生野区役所地域まちづくり課)

大阪市告示第319号

大阪市立生野区民センターは、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第25回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(生野区役所地域まちづくり課)

大阪市告示第320号

大阪市立旭区民センターは、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第25回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したの

で、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(旭区役所市民協働課)

大阪市告示第321号

大阪市立城東区民センターについては、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第 25 回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例(昭和 40 年大阪市条例第 50 号) 第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(城東区役所市民協働課)

大阪市告示第322号

大阪市立鶴見区民センターについては、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第 25 回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例(昭和 40 年大阪市条例第 50 号) 第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた同条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(鶴見区役所市民協働課)

大阪市告示第323号

大阪市立西成区民センターについては、令和元年 7 月 21 日（日）執行の第 25 回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例(昭和 40 年大阪市条例第 50 号) 第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた同条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3

項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎
(西成区役所市民協働課)

大阪市（消）告示第 7 号

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第55条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定催しとして指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市消防長 城 戸 秀 行

指定催しの名称	開 催 期 間	開 催 場 所
天神祭	令和元年 7 月 24 日（水） から 同月 25 日（木） まで	大阪市北区天神橋 2 丁目 1 番 8 号 大阪天満宮一帯 大阪市北区天神橋 1 丁目から天満 2 丁目までの間 南天満公園内 大阪市北区天満橋 2 丁目及び天満 1 丁目並びに都島区善源寺町 2 丁 目から網島町までの間 毛馬桜之宮公園内
住吉祭	令和元年 7 月 30 日（火） から 同年 8 月 1 日（木） まで	大阪市住吉区住吉 2 丁目 9 番 89 号 住吉大社境内

(消防局予防部予防課)

大阪市水道局告示第13号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
		変更前	泉佐野市長滝 1128 番地の 1	令和元年

池田泉 州銀行	長滝駅前 支店	変更後	泉佐野市日根野 4077 番地の 1	7 月 29 日
------------	------------	-----	--------------------	----------

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第14号

次のとおり落札者等について公示する。なお、令和元年大阪市告示第161号（落札者等の公示）については、本件と同内容であるが、契約担当者を誤っていたものである。

令和元年 7 月 19 日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号）

- ①平成31～35年度営業所オンラインシステム運用支援業務委託 一式 ②一般 ③元. 5. 16 ④NECフィールドディング(株) 西日本営業本部 関西第一営業部 大阪府中央区城見 1 丁目 4 番 24 号 NEC 関西ビル17階 ⑤107, 810, 352 円 ⑥31. 3. 8

(水道局総務部管財課)

大阪市城東区告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 5 項の規定により次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき公告する。

令和元年 7 月 11 日

大阪市城東区長 松 本 勝 己

1	名称	大阪市城東区東中浜連合第 5 振興町会
---	----	---------------------

2	規約に定める目的	地域の連帯感をたかめ、互いに協力して住みよい町づくりに努めるとともに、市区行政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進と、その向上発展を図ることを目的に、次の活動をする (1) 回覧板をもって、行政の広報、告示等の周知を計る (2) 各所帯に不幸が起きたときは、その所属する班を中心に全面的に協力する (3) 地域の環境改善のために、行政並びに他の団体と協力する (4) むつみ会（老人会）、女性部、オリオン子ども会（子ども会）、子安地蔵保存会、と協力し地区住民の親睦と福利厚生に努める (5) 本会は目的にかなう、あらゆる事業を行うことができる
3	区域	大阪市城東区東中浜 2 丁目 13 番、14 番 大阪市城東区東中浜 3 丁目 16 番 4 ～ 19 号、17 番 3 ～ 18 号、18 番 3 ～ 19 号、19 番 6 ～ 19 号、20 番 3 ～ 22 号、21 番 3 ～ 25 号
4	事務所の所在地	大阪市城東区東中浜 3 丁目 20 番 9 号
5	代表者の氏名及び住所	小郷 忠弘 大阪市城東区東中浜 3 丁目 20 番 9 号
6	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	無し
7	代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	無し
8	規約に解散の事由を定めたときは、その事由	無し
9	認可年月日	令和元年 7 月 5 日

(城東区役所市民協働課)

(令元. 7. 11 揭示済)

公

告

大阪市公告第18号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年 7月19日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 2 階

大阪市福祉局総務部経理・企画課

電話 06-6208-9917

2 入札に付すべき事項

売払物品	予定数量
使用済みレントゲンフィルム	約1,000kg (ただし、包装紙やクリップ等も含む)

3 契約期間

契約日から令和元年 9 月30日 (月)

4 引取場所

〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6 - 2 - 55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 地下 1 階

大阪市福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター 管理課

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること

6 入札参加申請に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申請書
- (2) 平成30・31年度物品売払入札参加承認証の写し（印影が明確に判別できるもの）

※ 承認を受けていない場合は、令和元年 8 月 9 日（金）までに、「平成30・31年度物品売払入札申請要領」により物品売払入札参加申請を行い承認を受けること。上記期限までに承認を受けられない場合は入札に参加することができない。「平成30・31年度物品売払入札申請要領」は、大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の「資料・ご案内」→「不用品売払入札等のご案内」→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

7 入札参加申請の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間

本公告の日から令和元年 8月 9日（金）午後 5時まで

ただし、本市の休日を除く午前 9時から午後 5時まで（午後 0時15分から午後 1時までを除く）

(2) 受付場所

上記 1 に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記 7 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 入札参加申請書類等の交付場所

上記 1 及び大阪市ホームページ上からダウンロード可

10 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

11 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上の額を納付し、令和元年 8月23日（金）午後 5時30分までに納付したことを証する書類を提出すること
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

12 入札執行場所

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所地下 1 階
第 8 共通会議室

13 入札執行日時

令和元年 8月22日（木）午前10時

14 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、数量 1 kg 当たりの単価金額を記載すること

取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること

15 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札は無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

17 契約の無効等

- (1) 契約保証金を指定期限までに納付できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項に該当するとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

18 その他

- (1) 売払物品の詳細については、仕様書による。
- (2) 本契約は、単価契約とする。

19 問合せ先

売払物品に関する問合せ先	入札・契約に関する問合せ先
福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 電話06-6797-6501	福祉局総務部経理・企画課 電話06-6208-9917

(福祉局総務部経理・企画課)



大阪市公告第19号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 2 階
 大阪市福祉局総務部経理・企画課
 電話 06-6208-9917

2 入札に付する事項

- (1) 案件名称
中古普通自動車 1 台売払
- (2) 売払物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 引取期限
令和元年 9 月 20 日 (金)
- (4) 売払物品保管場所
仕様書のとおり

3 下見の日時等

入札に参加する場合は、下見に必ず参加し、下見時間内に入札用紙（物品買受申込書）に主管担当者の確認印を受け取ること

(1) 下見日時

令和元年8月19日（月）から20日（火）までのいずれか午後2時から午後5時まで（予定）の間で実施

※1法人等ごとに1時間以内とする

(2) 下見場所

大阪市長居障がい者スポーツセンター
（大阪市東住吉区長居公園1番32号）

(3) 下見方法

ア 申込期限

令和元年8月9日（金）午後5時30分まで

イ 申込方法

「下見参加申込書」を下記担当まで提出すること。持参のほか送付、FAX、E-mailによる申込みを可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

なお、参加人数は、1法人等ごとに2名までとする。

事前申込みのない者の参加は認めない。

申込締切後、申込事業者に下見日時を通知する。

（担当・下見申込先）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話：06-6208-8075 FAX：06-6202-6962

E-mail：fa0025@city.osaka.lg.jp

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、令和元年8月9日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

＊ 平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」

→物品売払入札参加申請書「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

5 入札説明書等の交付場所

上記 1 及び大阪市ホームページ上からダウンロード可

6 入札参加申請に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申請書
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループが発行する「平成30・31年度物品売払入札参加承認証の写し」

7 入札参加申請の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

本公告の日から令和元年 8 月 9 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く）

(2) 受付場所

上記 1 に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記 7 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記 5 に同じ

10 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を令和元年 8 月 23 日（金）午後 5 時 30 分までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

(3) 保証人

免除

(4) 契約書作成の要否

要

11 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行の日時

令和元年 8 月 22 日（木）午前 10 時 30 分

(2) 入札執行の場所

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所地下 1 階
第 8 共通会議室

12 入札の方法

入札書（物品買受申込書）に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。

13 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいず

れかに該当する入札は無効とする。

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札は無効とする。

(注) 入札に参加しようとする者は、入札に付する事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について立会者の確認印のない入札は無効とする。(再度入札時は除く。)

14 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

15 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話06-6208-8075

(入札・契約に関する問合せ先)

上記1に同じ

(福祉局総務部経理・企画課)

大阪市公告第20号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	大宮ほか1自転車保管所古自転車等-5 売払	2 山
②	南港ほか3自転車保管所古自転車等-5 売払	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	令和元年 8月21日	午前10時から 午後5時まで	大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸8丁目3番先
②	令和元年 8月21日	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			神崎川第2自転車保管所	淀川区東三国3丁目12番先
			南港東自転車保管所	住之江区南港東2丁目3番先
			北港自転車保管所	此花区北港2丁目1番先

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話 06-6615-6684
FAX 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、令和元年8月20日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊ 平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

- エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し
オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書
個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書
- * エ、オについては、発行後 3 ヶ月以内のもの
- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること
- 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所
- (1) 受付期間 本公告の日から令和元年 8 月 20 日までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記 1 に同じ
- 6 入札参加資格の審査等
- (1) 5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。
資格審査は、4 で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証を確認することによるので、持参すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、19(2)にある本人確認書類を必ず持参すること
- 7 仕様書の交付方法
本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記 1 においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所
上記 1 に同じ
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後 5 時 30 分までに納付すること。
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 11 売買代金納付期限
令和元年 8 月 23 日
- 12 物品引取期限
令和元年 9 月 5 日
- 13 入札執行場所
大阪市建設局入札室（場所は上記 1 に同じ。）
- 14 入札執行日時
令和元年 8 月 22 日 午前 10 時
- 15 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
- 16 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- 17 入札の無効
大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 18 落札者の決定
予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。
- 19 契約の決定、決定の無効
 - (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
 - (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。
 - ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合
運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード
 - イ 下記書類を複数提示する方法による場合
被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの
- 20 その他
 - (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手

続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後 5 時 30 分までに契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

市 会 公 告

大阪市会公告第 1 号

大阪市会情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 24 号）第 32 条の規定により、平成 30 年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年 7 月 19 日

大阪市会議長 広 田 和 美

1 公文書の公開請求及び審査請求の状況

請求 件数	処 理 状 況						審査請求 件数
	公開	部分公開	全部 非公開	不存在による 非公開	存否 応答拒否	却下	
0	0	0	0	0	0	0	0

2 情報提供の状況（大阪市会の管理する情報の提供に関する要綱に基づくもの）

情報提供件数 352 件

内訳	
市会各派名簿	63 件
市会役員委員表	61 件
市会日程	61 件
その他	167 件

(市会事務局総務担当)